障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法について

障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟 事務局長 参議院議員 滝波 宏文

2022年11月15日(火) @手話を広める知事の会 総会

たきなみ(滝波)宏文 プロフィール

平成6年大蔵省(現財務省)入省。約二十年の中央省庁勤務の間、 内閣参事官補佐(内政総括担当)や、財務省の主計局主査、 人事企画室長、広報室長などを歴任。

平成24年 財務省 退官→ ふるさと福井へ戻る。 平成25年 参議院議員 初当選。

自民党 青年局長代理、参議院自民党 政審副会長、 参議院 経産委員会 筆頭理事、<mark>経産大臣政務官</mark> 等を経て、令和元年 参議院議員**2期目当選。** 総務委員会 筆頭理事、参院自民党 国対副委員長などを歴任。

〈現在〉 自民党水産部会長、 参議院 拉致問題特別委員会 筆頭理事 他

障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議連 事務局長 自民党 障害児者問題調査会 幹事

同 情報コミュニケーション推進PT 事務局長代理

司 精神障害者の地域移行に向けた福祉政策に関するPT 事務局長

自民党 知的障害福祉推進議連 事務局次長

障がい者スポーツ・パラリンピック推進議連(超党派)デフリンピック支援WT事務局次長



昭和46年10月20日 福井県生まれ 福井県大野市立 下庄小学校卒業 同 陽明中学校卒業 福井県立 大野高校卒業 東京大学法学部卒業 シカゴ大学大学院修了 公共政策学修士(MPP) 早稲田大学大学院修了 博士(PhD)

米国公認会計士(US CPA)

1. 議連設立・読書バリアフリー法成立の経緯について

「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」 役員名簿

2019年3月 顧 平野 博文 【国民民主党】(衆) 問 顧 問 神本美恵子 【立憲民主党】(参) 会 【自由民主党】(参) 衛藤 晟一 【立憲民主党】 【自由民主党】 大野 泰正 (参) 副会長川田 龍平 (参) (衆) 副会長 (参) 浮島 智子 【公明党】 松沢 成文 【希望の党】 副会長 (衆) 大島九州男 (参) 畑野 君枝 【国民民主党】 【日本共産党】 副会長 徹 【日本維新の会(参) 副 会 長 木戸口栄司 【希望の会】 (参) 東 副会長広田 副会長吉川元 【社会民主党】 (衆) 【無所属の会】 (衆) (参) 副会長 糸数 慶子 【沖縄の風】 (参) 副 会 長 薬師寺みちよ【無所属クラブ 藤末 健三 【国民の声】 (参) 【公明党】(参) 幹事長 山本 博司 副幹事長 福岡 【自由民主党】 副幹事長 笹川 博義 資麿 (参) 【自由民主党】(衆) 副幹事長 江崎 孝 【立憲民主党】(参) 副幹事長 佐々木さやか 【公明党】(参) 副幹事長 高木かおり 【日本維新の会】(参) 滝波 宏文 【自由民主党】(参) 事務局長 事務局次長(筆頭) 伊藤 【国民民主党】(副幹事長兼務)(参) 孝恵 事務局次長 上野 宏史 【自由民主党】(衆)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 成立経緯

【議員連盟の経緯】

2018年4月11日「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」設立後、 5回にわたり議員連盟総会を開催し、関係団体などからのヒアリングを行い法案化、国会提出。

【国会審議の経緯】

2019年(令和元年)

- ○6月18日参議院文教科学委員会にて、可決 (全会一致)
- ○6月19日参議院本会議にて、可決 (全会一致)
- ○6月19日衆議院文部科学委員会にて、可決 (全会一致)
- ○6月21日衆議院本会議にて、可決 (全会一致)
- ○6月28日 法律の公布施行
- ○7月18日地方自治体に対し、文部科学省総合教育政策局長名法律施行の通知を発出

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)概要

目的(1条)

視覚障害者等 (=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の 読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等(デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑 み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策(9条~17条)

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク(サピエ図書館を想定)の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍・特定電子書籍等:著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)

- ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)
- ⑦情報通信技術の習得支援(15条)
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の 推進等(16条)
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

協議の場等(18条)

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け(6条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②の ネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】 (読書バリアフリー法基本計画)

令和2年7月14日文部科学省 及び厚生労働省において決定

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、 読書バリアフリー法(7条)に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定(対象期間:令和2~令和6年度)。
- ・関係者による「協議の場」(18条)として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等(=音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等)について、市場で流通するものと、著作権法第37条に 基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍(=点字図書、拡大図書等)を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の 充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等(=著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条関係)

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する 情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者と の検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条関係)

・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(14条・ 15条関係)

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推 進等(16条関係)

・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

- ・司書・司書教諭、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会

○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)第18条の規定に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する関係者の協議を行う。

■開催状況

開催日	議題
第1回 R01.11.19	(1)運営規則の決定等について (2)視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定について (3)協議会構成員からの意見聴取について
第2回 R01.11.28	(1)協議会構成員からの意見聴取について
第3回 R01.11.29	(1)協議会構成員からの意見聴取について (2)全体を通しての意見交換
第4回 R02.02.05	(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る基本的な計画の策定について (2) その他
第5回 R02.02.26	(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定について (2) 今後の関係者協議会について (3) その他
第6回 R02.10.02	(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定について (2) 基本的な計画に基づく施策の進め方について (3) 当面の取組について
第7回 R03.06.15	(1)基本的な計画に基づく施策の進め方について(意見交換) (2)令和2年度の取組及び令和3年度に講ずる施策について(意見交換) (3)その他
第8回 R04.06.10	(1)基本的な計画に基づく施策の進め方について(意見交換) (2)令和3年度までの取組及び令和4年度に講ずる施策について (意見交換) (3)その他

2. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立・概要

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 成立経緯

【議員連盟の経緯】

2019年12月より、7回にわたり議員連盟総会を開催し、関係団体などからのヒアリングを行い法案化、国会提出。

【国会審議の経緯】

2022年(令和4年)

〇4月12日

参議院厚生労働委員会にて、可決(全会一致)

〇4月13日

参議院本会議可決(全会一致)

〇5月18日

衆議院厚生労働委員会可決 (全会一致)

〇5月19日

衆議院本会議可決・成立 (全会一致)

- 〇5月25日
 - 法律の公布、施行
 - ・地方自治体に対し、共管省庁の連名で法律施行の通知を発出

障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟 役員

2022年2月

会 長 衛藤晟一

副会長 石田昌宏 大野泰正 藤末健三 浮島智子 竹谷とし子 江崎 孝

城井 崇 吉川 元 木戸口英司 梅村 聡 高木かおり 吉良よし子

倉林明子 伊藤孝惠

幹事長 山本博司

幹事長代行 福岡資麿 川田龍平 東 徹 井上哲士

副幹事長 伊藤孝江 三浦信祐 早稲田夕季 熊谷裕人 池下孝卓 宮本 徹

田村まみ 舩後靖彦

事務局長 滝波宏文

事務局長代行 伊藤孝惠 ※兼務

事務局長代理 宮路拓馬 今井絵理子 里見隆治

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)概要

目的(1条)

※「障害者」:障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条~8条)

- 〇国・地方公共団体の責務等(4条)※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う 〇事業者の責務(5条)
- 〇国民の責務(6条) 〇国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条) 〇障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条~16条)

- (1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)
 - ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③関係者による「協議の場」の設置 など
- (2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)
 - (1)障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など
- (3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)
 - ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ②事業者の取組への支援 など

(続く)

- (4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)
 - 国・地方公共団体について
 - ①相談対応に当たっての配慮
 - ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮
- (5) 国民の関心・理解の増進(15条)
 - 〇機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための 広報・啓発活動の充実 など
- (6)調査研究の推進等(16条)
 - ○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

- 〇障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
- 〇施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

<u>※施行期日:令和4年5月25日</u>

附带決議(令和4年5月18日衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び 情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。
- 二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。
- 三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。
- 四 行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種 試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行う こと。
- 五 本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、 手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

解説のポイント ① 「障害者に優しい社会」は 「健常者にも生きやすい社会」

第4条3項 『国・地方公共団体は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策が<u>障害者でない者にも資することを認識</u>しつつ、施策を策定・実施するもの』とする



「障害者に優しい社会」は「健常者にも生きやすい社会」という認識を持って施策を実施し、健常者にも障害者施策を「自分事」と認識してもらいたいという狙い

解説ポイント ② 財政上・法制上の措置を明記

第10条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に 係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置 を講じなければならない。



議員立法で「財政上の措置」まで入ることは必ずしも多くはなく、 加えて「法制上の措置」まで明記されたことは、大きな成果

解説のポイント ③

法定の『協議の場』の設置

第11条3項『国は、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、 その開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジ タル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職 員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供する者、 障害者等その他の関係者による「協議の場」を設けることその他関係者 の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする』



3年前に成立させた「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)でも、施策の効果的な推進を目的として法定した「協議の場」(第18条)を、モデルにしている

解説のポイント④「意思疎通支援者」を法律に明記

第13条 国及び地方公共団体は、~(中略)~障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者(第十五条において「意思疎通支援者」という。)の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。



障害者の社会活動の推進の為には『意思疎通手段』の充実が重要

3. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立を受けて

府政政調第281号 デ社第346号 総情活第47号 障発0525第2号 20220520経局第1号

> 内閣府政策統括官(政策調整担当) デジタル庁審議官(デジタル社会共通機能グループ) 総務省大臣官房審議官(情報流通行政局担当) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 経済産業省経済産業政策局長

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る 施策の推進に関する法律の施行について(通知)

平素より障害者施策の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号。以下「本法」という。)は、令和4年5月25日に公布され、同日施行されました。

つきましては、本法制定の経緯及び本法の概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、医療、介護、保健、福

祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーションその他の関係部局間の連携を密にし、適切な 対応をお図りいただくよう御配慮願います。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村(指定都市を除く。)、関係機関・団体及び住民に対して、各指定都市におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、本法制定の経緯及び本法の内容を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

第1 本法制定の経緯

全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するためには、障害者が必要とする情報へのアクセシビリティーを向上させることやコミュニケーションの手段を充実させることが極めて重要である。これまでも、障害者基本法(昭和45 年法律第84 号)や同法に基づく障害者基本計画において、情報の利用におけるバリアフリー化、情報アクセシビリティーの向上、意思疎通支援の充実といった方向性が示され、これらに基づいて各種の施策が講じられてきているが、より一層の施策の推進が求められていることから、その根拠となる障害者の情報アクセシビリティーやコミュニケーションに焦点を当てた新たな法律の制定が必要とされたところ。

このような状況を踏まえ、本法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進するため、令和4年4月12 日に参議院厚生労働委員会において起草され、同月13 日に参議院において、5月19 日に衆議院において、それぞれ全会一致で可決され成立に至ったものである。

1 目的(第1条関係)

この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした。

2 定義(第2条関係)

この法律において「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいうこととした。

3 基本理念(第3条関係)

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行わなければならないことと した。

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (2) 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し 及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。
- (4) デジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第2条に規定するデジタル社会をいう。)において、

4 国及び地方公共団体の責務等(第4条関係)

- (1) 国は、3の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとした。
- (2) 地方公共団体は、3の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有するものとした。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとした。

5 事業者の責務(第5条関係)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を 図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思 疎通に係る施策に協力するよう努めなければならないこととした。

6 国民の責務(第6条関係)

国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものと したこと。

7 関係者相互の連携及び協力(第7条関係)

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。 **21**

8 障害者等の意見の尊重 (第8条関係)

国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこととした。

- 9 障害者基本計画等との関係 (第9条関係)
- (1) 政府が障害者基本法第11条第1項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第2項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第3項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとした。
- (2) 政府は、障害者基本法第13条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとした。
- 10 法制上の措置等(第10条関係)

政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。

- 11 障害者による情報取得等に資する機器等(第11条関係)
- (1) 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務(以下11 及び15 において「障害者による情報取得等に資する機器等」という。)の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者((2)及び(3)において「障害者等」という。) に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとした。
 - (2) 国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の利用方法を習得することができるようにす

相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとした。

(3) 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジタル 庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供 する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとした。

12 防災及び防犯並びに緊急の通報 (第12 条関係)

- (1) 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとした。
- (2) 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとした。
- 13 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策(第13条関係)
- (1) 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者(15 において「意思疎通支援者」という。)の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとした。
- (2) 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設(移動施設を含む。)を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとした。
 23

14 障害者からの相談及び障害者に提供する情報 (第14 条関係)

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう配慮するものとした。
- (2) 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとした。

15 国民の関心及び理解の増進(第15条関係)

国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとした。

16 調査研究の推進等 (第16 条関係)

国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとした。

第3 施行期日

公布の日(附則関係)

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について【令和4年6月7日閣議決定】(抄)

(共生社会づくり)

地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業など市町村における包括的支援体制の整備を進める。加えて、コロナ禍によって顕在化した課題等に的確に対応するため、 生活に困窮する者への自立相談支援等の強化を図る。生活保護基準の定期的な見直しについて、消費水準との比較による検証結果や社会経済情勢等を踏まえて対応する。

長生きが幸せと思える社会の実現のため、高齢者の豊富な人生経験が尊重され、心通う拠り所となり、誰もが繋がりあえる地域づくりを推進する。認知症施策推進大綱³³に基づき、認知症サポーターが地域で活躍できる場の整備等認知症の人や家族に対する支援を推進するとともに、第二期成年後見制度利用促進基本計画⁵⁴に基づき、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援の取組を推進する。<mark>障害者の</mark>就労や情報コミュニケーション等に対する支援、難聴対策、難病対策等を着実に推進する。感染症による不安やうつ等を含めたメンタルヘルスへの対応を推進する。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーショ ンの面から関係施策に『横串』を通すものであり、 今後この法律の成立を大きな気運・後押しとして、 予算をはじめ財政・法制上の措置の拡充等により 関係施策の一層の推進を図る!!

参考

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策 (第十一条—第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号 に規定する障害者をいう。

(基本理念)

- 第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として 行われなければならない。
 - 一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類 及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
 - 二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
 - 三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を 障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

- 四 デジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。)において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。 (国及び地方公共団体の責務等)
- 第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び 利用並 びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、 当該施策を 策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び 利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体 が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければな らない。

(国民の責務)

第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と 理解を深めるよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並びに 意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努め なければならない。

(障害者等の意見の尊重)

第八条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等との関係)

- 第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に 規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更 する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするもの とする。
- 2 政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の 取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとする。 (法制上の措置等)
- 第十条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な 法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(障害者による情報取得等に資する機器等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報 通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務(以下この条及び第十五条において「障害者による情報 取得等に資する機器等」という。)の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等 に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者(次項及び第三項において「障害者等」という。)に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、 内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による 情報取得 等に資する 機器等を開発し又は提供する者、障害者等その他の関係者による協議の場を 設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

33

(防災及び防犯並びに緊急の通報)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ 確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な 施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ 確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要 な施策を講ずるものとする。

(障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者(第十五条において「意思疎通支援者」という。)の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、 交通施設(移動施設を含む。)を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術 施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分 な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者からの相談及び障害者に提供する情報)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者がその必要とする情報 を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう配慮するものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。

(国民の関心及び理解の増進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を 推進し、その成果の普及に努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。